

「清須市地域防災計画」新旧対照表 (1 総則)

修正前	頁	修正後
<p>1 総則</p>	1	<p>1 総則</p>
<p>第1章 計画の目的・方針</p>	2	<p>第1章 計画の目的</p>
<p>第3節 計画の構成</p> 	3	<p>第3節 計画の構成</p> 
<p>第2章 防災ビジョン</p> <p>第1節 防災の基本理念</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、基本理念についての記述が追加された。これに伴い、愛知県地域防災計画では以下のように基本理念をまとめている。</p> <p>「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</p> <p>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行等により、洪水等の災害リスクが高まっている。</p>	5	<p>第2章 防災ビジョン</p> <p>第1節 防災の基本理念</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、基本理念についての記述が追加された。これに伴い、愛知県地域防災計画では以下のように基本理念をまとめている。</p> <p>「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</p> <p>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水等の災害リスクが高まっている。</p>
<p>第3節 施策の大綱</p> <p>2 基本目標のあらましや背景等</p> <p>防災施設・設備等を整備・強化する</p> <p>(1) 防災拠点機能の整備及び強化</p> <p>(略)</p> <p>また、市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえたとき、発災直後の混乱のなかで迅速に対応するためには、各自・各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）しうる体制を整備する必要がある。「集中防御」と「分散防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となるにふさわしい施設・設備等を整備し、強化しておかなければならない。</p>	8	<p>第3節 施策の大綱</p> <p>2 基本目標のあらましや背景等</p> <p>防災施設・設備等を整備・強化する</p> <p>(1) 防災拠点機能の整備及び強化</p> <p>(略)</p> <p>また、市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえたとき、発災直後の混乱のなかで迅速に対応するためには、各自・各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）しうる体制を整備する必要がある。「集中防御」と「分散防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となるにふさわしい施設・設備等を整備し、強化しておかなければならない。特に、主要</p>

修正前	頁	修正後
<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む）の収集伝達 2 災害の広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む） 3 地震防災応急対策についての市町村長への指示、又は他の市町村長への応援の指示 4 避難の勧告、指示の代行 5 市町村の実施する被災者の救済の応援及び調整 6～26 （略） </div>	15	<p><u>な地域防災力となる消防団が使用する消防車両や消防団詰所等については、老朽化等に対応した計画的な整備を進める必要がある。</u></p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む）の収集伝達 <u>2 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</u> <u>3 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u> 4 災害の広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む） 5 地震防災応急対策についての市町村長への指示、又は他の市町村長への応援の指示 6 避難の勧告、指示の代行 7 市町村の実施する被災者の救済の応援及び調整 <u>8～28</u> （略） </div>
<p>3 指定行政機関</p> <p>東海農政局</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地防災事業、地すべり対策事業（農地）等の防災に係る国土保全対策の推進（略） </div>	17	<p>3 指定行政機関</p> <p>東海農政局</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>農地防災事業等</u>の防災に係る国土保全対策の推進（略） </div>
<p>名古屋地方気象台</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 恒久的災害対策としての気象資料の提供に関すること 2 気象情報に必要な観測体制の充実、予報、通信等の施設及び設備の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な伝達、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知 4 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動及び防災訓練への協力 5 清須市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予想されるときや災害発生時における県や清須市に対しての気象状況の推移やその予想の解説等 7 県や清須市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動 </div>	19	<p>名古屋地方気象台</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 恒久的災害対策としての気象資料の提供に関すること 2 気象情報に必要な観測体制の充実、予報、通信等の施設及び設備の整備 <u>3 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u> 4 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の<u>予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> 5 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動及び防災訓練への協力 6 清須市が行う<u>防災対策に関する技術的な支援・助言</u> <u>7 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u> </div>

修正前	頁	修正後
<p><u>(追加)</u></p>	19	<p><u>国土地理院中部地方測量部</u></p> <p><u>1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用</u></p> <p><u>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用</u></p> <p><u>3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用</u></p> <p><u>4 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を実施</u></p>
<p>5 指定公共機関</p> <p>ソフトバンクモバイル株式会社</p>	20	<p>5 指定公共機関</p> <p><u>ソフトバンク</u>株式会社</p>
<p>日本赤十字社（愛知県支部）（清須市地区）</p> <p>1 災害時における医療救護班の編成並びに医療・助産その他救助の実施</p> <p>2 災害時における救援物資（毛布・緊急セット等）の配分</p> <p>3 血液製剤の確保と供給</p> <p>4 義援金の受付と配分</p>	21	<p>日本赤十字社（愛知県支部）（清須市地区）</p> <p>1 災害時における医療救護班の編成並びに医療・助産その他救助の実施</p> <p>2 災害時における救援物資（毛布・緊急セット等）の配分</p> <p>3 血液製剤の確保と供給</p> <p>4 義援金<u>等</u>の受付と配分</p>